

- 7. 交通安全施設の整備促進を図ること。
- 8. 道路事業における事業評価については、国土ミッシングリンクを含めた道路ネットワークにより将来交通需要推計を行うとともに、地方の実情や意見を十分に踏まえ、防災機能を評価に加えた新たな事業評価基準に基づき、B/Cの算定結果にかかわらず、防災面の役割を優先的に評価し、さらに津波対策などに必要な道路を重点的かつ早期に整備できる仕組みとすること。
- 9. 道路網整備にあたっては、地域の実状に即したローカルスペックの適用を推進すること。
- 10. 本州四国連絡高速道路を含めた高速道路料金については、地域間格差を是正し四国の自立と交流を促進する全国一律の利用しやすい料金制度とすること。
また、総合的な交通体系の構築を見据え、競合する公共交通機関が、将来にわたって維持・存続できるよう、効果的な支援を早急に実施するとともに、「四国8の字ネットワーク」などの高規格幹線道路の整備や地方の道路整備を行う上で必要な財源に影響がないよう均衡ある施策とすること。

九州地区道路利用者会議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土の実現を図るため、国民共通の財産である道路を計画的に整備することが重要であります。また、東日本大震災を契機に、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送ルート確保など広域的な道路網の整備の重要性が再認識されたところであります。

九州地方においては、自律的かつ一体的な発展を図るために、整備の遅れている「循環型高速道路ネットワーク」を早期に実現することが必要であり、また、条件不利地や移手段を自動車に依存する地域が多いため、生活に密着した道路整備を着実に進める必要があります。

このため九州地区道路利用者会議として下記事項について強く要望いたします。

- 1. 地方における道路整備の必要性和厳しい財政状況の実態に鑑み、引き続き地方の道路整備が滞ることなく実施できるよう必要な予算の確保及び安全・安心のための維持管理予算を確保すること。
- 2. 地方の道路整備支援のための「社会資本整備総合交付金」等については、地域社会の生活基盤の確立と地域振興等の観点から、平成24年度以降においても、従来と同等以上の額を確保すること。
- 3. 今後の事業評価の実施に当たっては、地域からの提案を反映させるとともに、救急医療、観光、地域活性化、企業立地、安全・安心の確保など、道路整備により地域にもたらされる様々な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断できる仕組みについて、早期に具体化すること。
- 4. 国土の均衡ある発展を図るため、料金収入を活用した有料道路方式と新直轄方式により、地方の負担軽減を図りつつ、従来の整備速度を落とすことなく整備計画区間9,428kmを早期に整備し、法定予定路線である11,520kmの整備を国の責任において着実に推進すること。
また、一般国道自動車専用道路として位置づけられた2,480kmの整備促進を図ること。
 - ①東九州自動車道の整備促進
 - ②九州横断自動車道の整備促進
 - ③長崎自動車道の4車線化整備促進
 - ④西九州自動車道の整備促進
 - ⑤南九州西回り自動車道の整備促進
 - ⑥那覇空港自動車道の整備促進
 - ⑦国道10号延岡道路、国道218号北方延岡道路、高千穂日之影道路の整備促進
- 5. 基幹道路網の整備促進を図ること。
 - ①地域高規格道路の整備促進
 - ②直轄及び補助国道の整備促進
 - ③主要地方道、一般県道、幹線市町村道の整備促進
 - ④バス路線関連道路の整備促進
- 6. 主要都市圏道路の整備促進を図ること。
 - ①福岡都市圏、北九州都市圏の基幹道路網の整備促進
 - ②福岡高速道路、北九州高速道路の整備促進
 - ③熊本都市圏の基幹道路網の整備促進
 - ④熊本環状道路の整備促進
 - ⑤都市計画道路の整備促進
- 7. 離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋の整備促進を図ること。
- 8. 交通安全施設等整備事業の着実な進展を図るため、交通安全対策予算を大幅に増額し、交通安全対策、渋滞対策、駐車場対策等安全でゆとりのある道路整備事業を一層推進すること。
- 9. 良好な都市景観の形成や都市防災機能の向上を図るとともに、歩行環境の改善を図るための電線地中化と合わせて、高度情報化社会に対応するための電線共同溝等情報通信基盤の整備促進を図ること。
- 10. 障害者や高齢者が安心して通行できるような歩道のバリアフリー化等「人にやさしい道づくり」を積極的に推進すること。
- 11. 下関北九州道路（関門海峡道路）及び北九州福岡道路の早期実現、新若戸道路の整備促進を図ること。
- 12. 新交通軸（三県架橋構想一島原天草長島連絡道路）建設に資する調査を実施すること。
- 13. 都城志布志道路の整備促進を図ること。
- 14. 中九州横断道路の整備促進を図ること。
- 15. 有料道路事業推進のための無利子貸付制度の拡充と地方公共団体金融機構貸付金の借換・繰上償還制度の弾力化を図ること。
- 16. 道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図り、震災対策、防災対策、良好な沿道環境づくり等安全でゆとりのある道路整備を推進すること。
- 17. 災害時において必要な「人・物・情報」のネットワークを確保するため、緊急輸送道路等の拡幅整備や橋梁耐震補強等、防災・減災に貢献する災害に強い道路整備を推進すること。
- 18. 交通拠点・主要拠点へのアクセス性を向上し、産業振興や人、物の交流の迅速化、活発化を図るための道路整備を推進すること。
- 19. 質の高い観光・リゾート地の形成を図るため、美しい道路景観の創出・保全や良質な緑化の整備を推進すること。

言うまでもなく、道路は、21世紀の暮らしを支える最も重要な社会資本であるとともに、先の東日本大震災においては緊急輸送路等の役割のほか、津波堰き止め効果や緊急避難場所など減災面においても大きな効果を発揮しました。

このことから、災害に強く、安全・安心で活力に満ちた個性豊かな地域の形成と、地域間との広域的な交流・連携を支えるため、四国8の字ネットワークをはじめとする広域交流ネットワークの整備を、引き続き進めていく必要があります。

特に、四国8の字ネットワークは、近い将来高い確率で発生が想定されている「東南海・南海地震」などの災害時における緊急輸送道路や避難道路として重要な役割を担う「命の道」でもあります。

さらに、これらの整備効果を四国地方全体に波及させるための一般国道から地方道に至る道路についても、地域の実状に即した整備を進めることが急務であり、これらの道路整備の一日も早い完成を、四国400万住民はこぞって期待しています。

つきましては、次の事項の推進を強く要望します。

- 1. 高規格幹線道路網計画の着実な推進を図ること。
高規格幹線道路の整備については、現在の整備スピードを落とすことなく、着実に整備の促進を図るとともに、整備の見通しが立っていない区間については、地域の実情に即した整備手法の導入などにより、国が責任を持って着実かつ計画的な整備を図ること。
さらに、暫定二車線供用区間については、早期の四車線化を図るとともに、今治小松自動車道、高知東部自動車道についても、整備促進を図り、着実に事業を実施すること。
 - 四国縦貫自動車道（徳島～川之江～大洲 222km）
 - 「徳島～川之江東」間の早期四車線化
 - 「松山～大洲」間の早期四車線化
 - 四国横断自動車道（阿南～徳島～高松～高知～大洲 441km）
 - 「阿南～鳴門」間の早期完成
 - 「鳴門～高松東」間の四車線化の早期着手
 - 「高知～中土佐」間の早期四車線化
 - 「中土佐～窪川」間の早期完成
 - 「窪川～四万十」間の早期整備
 - 「四万十～内海（愛南）」間の早期整備
 - 「内海（愛南）～岩松」間の早期整備（津島道路（仮称）の早期事業化）
 - 「宇和島北～西予宇和」間の早期完成
 - 「西予宇和～大洲北只」間の早期四車線化
 - 今治小松自動車道（今治～いよ小松 23km）
 - 「今治～今治湯ノ浦 10km」間の早期完成
 - 高知東部自動車道（高知～安芸 36km）
 - 「高知～南国 15km」間の早期完成
 - 「南国～夜須 9km」間の早期完成
 - 「芸西～安芸 8km」間の早期完成
- 2. 今後も計画的に社会資本整備を進める必要があることから、地方における道路の果たす役割や実情をよくご理解いただき、直轄事業を含め道路整備費の確保を図るとともに、社会資本整備重点計画、道路の新たな中期計画及び平成21年8月に公表された「道路の中期計画四国版」を踏まえて、高規格幹線道路をはじめとした四国にとって「真に必要な道路」を計画的かつ着実に推進していくこと。また、遅れている地方の道路整備と計画的な維持管理を地方公共団体が主体的に行うため、地域自主戦略交付金や社会資本整備総合交付金については、地方の実情にあわせて機動的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算の配分に当たっては、四国地方への重点強化を図ること。
- 3. 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するため、四国と近畿・九州との連携を強化する新たな交通軸の実現に努めること。
 - 紀淡連絡道路
 - 豊予海峡道路
- 4. 本四3架橋がもたらす社会的効果を四国全域に波及させため、高規格幹線道路とネットワークを形成する地域高規格道路の整備促進を図ること。
 - ①整備区間の早期完成
 - 阿南安芸自動車道（国道55号桑野道路、国道55号大山道路）
 - 徳島環状道路（国道192号徳島南環状道路、県道徳島環状線）
 - 高松環状道路（県道門座香南線）
 - 松山外環状道路（国道33号松山外環状道路インター線、国道56号松山外環状道路空港線）
 - 大洲・八幡浜自動車道（国道197号名坂道路、国道197号八幡浜道路）
 - 高知松山自動車道（国道33号三坂道路、国道33号高知西バイパス、越知道路、橋防災）
 - ②調査区間から整備区間への早期昇格
 - 阿南安芸自動車道（高知県東洋町～北川村、高知県安田町～安芸市（大山道路の整備区間2kmを除く区間）、安芸市（安芸道路）、阿南市（福井道路））
 - 高松空港連絡道路（高松市）
 - 高松環状道路（高松市）
 - 松山外環状道路（松山市）
 - 大洲・八幡浜自動車道（大洲市～八幡浜市）
 - 伊予・松山港連絡道路（松山市～伊予市）
 - ③調査区間への早期指定
 - 阿南安芸自動車道、高松環状道路、高知広域環状道路、高知松山自動車道の未指定各区間
 - ④候補路線から計画路線への早期昇格
 - 佐川須崎道路
 - 善通寺池田道路
 - 香南脇道路
- 5. 高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路の整備促進を図ること。
 - 国道56号中村宿毛道路
 - 国道56号宇和島道路
 - 国道56号窪川佐賀道路（未着手区間の早期事業化）
- 6. 一般国道、県道及び市町村道の整備促進によるバランスのとれた道路網の形成を図ること。